

(要領様式第2)

事業計画概要書に対する市長意見書

令和6年5月8日

直富商事株式会社

代表取締役 木下繁夫 様

長野市長 荻原健司

令和6年3月21日付けで提出のあった事業計画概要書について、長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第52条の規定による意見は次のとおりです。

1 提出のあった事業計画概要書

(1) 氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	長野市大字大豆島3397番地6 直富商事株式会社 代表取締役 木下繁夫	
(2) 廃棄物の処理施設の設置の場所	長野市大字大豆島字上之島3397番7	
(3) 廃棄物の処理施設の種類	産業廃棄物中間処理施設(破碎施設) 産業廃棄物中間処理施設(選別施設)	
(4) 処理を行う廃棄物の種類	(1) 破碎処理する産業廃棄物 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず類(以上いずれも水銀使用製品産業廃棄物を含み、蛍光灯、HIDランプ、放電ランプに限る。) (2) 選別処理する産業廃棄物 汚泥、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず類(以上いずれも廃乾電池及びこれを組み込む機器に限り、水銀使用製品産業廃棄物を含む。)	
(5) 廃棄物の処理施設の処理能力	(1) 破碎施設 3.00 t / 日(稼働時間8時間) (2) 選別施設 4.64 t / 日(稼働時間8時間)	
(6) 変更の概要(変更許可等の場合)	変更後	変更前
	破碎処理する産業廃棄物 廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず類(以上いずれも、特別管理産業廃棄物であるものを除く。)	破碎処理する産業廃棄物 廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず類(以上いずれも、特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

	<p>紙くず、木くず、繊維くず、がれき類（以上いずれも、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）</p> <p>動植物性残さ （廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず類は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）</p> <p>選別処理する産業廃棄物 汚泥、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず類（以上いずれも、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）</p> <p>紙くず、木くず、繊維くず、がれき類（以上いずれも、特定有害産業廃棄物であるものを除く。） （汚泥、金属くずは水銀使用製品産業廃棄物を含む。）</p> <p>処理施設 （1）廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず類（以上いずれも水銀使用製品産業廃棄物を含み、蛍光灯、H I Dランプ、放電ランプに限る。）の破碎施設</p> <p>（2）汚泥、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず類（以上いずれも廃乾電池及びこれを組み込む機器に限り、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）の選別施設</p>	<p>紙くず、木くず、繊維くず、がれき類（以上いずれも、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）</p> <p>動植物性残さ</p> <p>選別処理する産業廃棄物 汚泥、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず類（以上いずれも、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）</p> <p>紙くず、木くず、繊維くず、がれき類（以上いずれも、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）</p> <p>処理施設 （1）新設</p> <p>（2）新設</p>
--	---	---

(7) 周辺地域の範囲及びその根拠	(1) 大豆島下区 (2) 朝陽南屋島区 長野市（処理施設のある事業場敷地境界から概ね 200m の区域） 根拠：長野市廃棄物の処理施設の設置等に係る指針第 3 第 1 項（5）
(8) 関係住民の範囲その根拠	周辺地域内の住民 周辺地域内に事務所若しくは事業場を有する者 周辺地域内で農業、林業、漁業を営む者 根拠：条例第45条第2項及び条例施行規則第40条第1号
(9) 関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所	令和 6 年 5 月 31 日（金） 午後 6 時 長野地域職業訓練センター

2 市長意見

周辺地域の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
関係住民の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
事業計画概要説明会の開催に関する事項についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。